

働き方改革関連法セミナーのご案内

平成31年4月1日から、「働き方改革関連法」が順次施行されます。

主な内容は、正規雇用労働者と非正規雇用者の間の不合理な待遇差の解消、時間外労働の上限規制の導入、年5日間の年次有給休暇の取得の義務付け等となります。

大阪労働局では、働き方改革関連法の内容等についてご説明するため、本セミナーを開催いたします。

日 時 平成31年1月11日（金） 13:30～16:25（開場13:00）

会 場 エル・おおさか（大阪府立労働センター） エル・シアター

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14

京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m

京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ500m

内 容 ◇「パートタイム・有期雇用労働法について」

厚生労働省雇用環境・均等局

有期・短時間労働課長 松永 久

◇「労働者派遣法の改正について」 大阪労働局 需給調整事業部

◇「労働時間法制の見直しについて」 大阪労働局 労働基準部

対 象 事業主、事業所の人事労務担当者、労働者 等 定 員 600人

主 催 大阪労働局 参加費 無 料

申し込み・お問い合わせ先 **大阪労働局雇用環境・均等部 指導課** TEL 06-6941-8940

〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階

下記申込書により、**FAX**でお申込みください。

入場整理券の配付は行いませんので、セミナー当日は受付に「セミナー参加申込書」をご提出ください。

定員に達し次第、締め切ります。なお、複数での申し込みをお断りすることがありますので、ご了承ください。

働き方改革関連法セミナー参加申込書

FAX 06-6949-6486

事業所名	
所在地・電話	〒 TEL
出席者 役職・氏名	

ご記入いただいた個人情報は、雇用環境・均等部 指導課で安全に管理し、当セミナーに関する業務以外には使用いたしません。